

令和 2 年 4 月 1 7 日

富山県の緊急事態措置

新型コロナウイルス感染症については、県内において最初の感染者が確認された 3 月 3 0 日以降急増しており、4 月 1 7 日正午現在で、6 8 人の感染者が確認され、このうち、富山市在住者が 5 5 人 (80. 9%) となっています。また感染経路が不明なケースが増加傾向にあり、日常生活の中での感染リスクが徐々に増大し始めています。このような状況を踏まえ、国が緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大されたことをしっかりと受け止め対応したいと考えます。

これまでも県民の皆様には、県内外への不要不急の外出・往来の自粛や、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を回避する行動についてご理解・ご協力をお願いしてまいりました。

しかしながら、感染者数は、富山市内を中心として引き続き増加傾向にあり、かつ、一部の公的医療機関においては院内感染も発生しています。

医師や看護師などの医療従事者の方々には、これまでも昼夜を問わず大変献身的に対応いただいております。しかしながら、今後、富山市内はもとより、他の市町村内においても感染者がさらに拡大すれば、医療従事者の方々の疲労もさらに蓄積し、県内全域における通常の診療・救急対応にも支障が生ずる可能性があるなど、県内の医療体制は極めて危機的な状況に直面しつつあります。

県では、これまでも、医療機関に最大 500 床の病床の確保をお願いするとともに、軽症者・無症状者の療養のための宿泊施設を募集開始するなど、感染が拡大した場合にも医療提供体制が維持できるよう全力で取り組むとともに、院内感染の発生した医療機関に対しても、入院患者の転院への支援や、不足する防護具などの医療資機材の支援などに取り組んでまいりました。

今後とも、こうした医療提供体制の整備と併せて、感染拡大防止対策や緊急経済対策への対応に万全を期してまいります。さらなる感染拡大を防止するためには、県民・各企業等の皆様におかれては、「自分だけは大丈夫」という意識を根本から変えていただくことが必要不可欠であります。

県民・各企業等の皆様におかれては、以下にお願いする事項をはじめとして、ご自身への感染の回避とともに、ご家族をはじめ他の方々に感染させない行動の徹底など、最大限の危機意識をもって対応いただきますようお願いいたします。

【県民・各企業等の皆様に特にお願いしたい事項】

- ・ 曜日や昼夜を問わず、県内外への不要不急の外出・往来は控えてください。特に、大型連休期間においては、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛いただきますようお願いいたします。
- ・ 外出する場合には、マスクの着用や手洗い・咳エチケットの励行などの感染防止対策と、「密閉」「密集」「密接」の「3つの密」を回避する行動をお願いいたします。
※ 「不要不急の外出」の対象とならない外出の具体例については、政府の基本的対処方針において、「医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要なもの」が挙げられていますので、参考にしてください。
- ・ 各企業等においては、テレワークや時差出勤、テレビ会議の活用などに加えて、人が密集しやすいスーパー・ショッピングセンターなどの店舗や職場などにおいて、人と人との距離を開け、接触機会を減らす配慮を最大限講じてください。また、観光施設等に人が集中するおそれがあるときは、入場者の制限等の適切な対応をお願いいたします。
- ・ カラオケ・ライブハウス、バー・ナイトクラブなどの繁華街の接客を伴う飲食店等への出入りは厳に自粛してください。
- ・ 発熱や風邪の症状等がみられる場合には、直ちに外出・出勤は控え、最寄りの帰国者・接触者相談センターに相談してください。
- ・ 新型コロナウイルス感染症問題に起因するストレスなどが高まらないよう、感染防止対策に留意したうえで屋外の公園等に出かけるなど、心身の健康に留意するとともに、問題がある場合には、心の健康センター等に相談してください。
- ・ 出所不明な不確かな情報などに惑わされることなく、国や県、各市町村が報道機関やSNSなどを通して発出する正しい情報を基本として、「正しく理解し、正しく恐れる」ことを旨とした冷静な対応をお願いいたします。
- ・ 患者・感染者や対策に携わっている医療従事者の方々及びそのご家族の方々などに対しては、人権に配慮して、差別や偏見を持たずに、また、風評被害を受けることのないように温かく見守り応援してください。